

○厚生労働省告示第四百七十一号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十条第五号の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二类医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第二百十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年六月二十六日から適用する。

平成二十三年十二月二十六日

厚生労働大臣 小宮山洋子

生薬及び動植物成分の項第八号ただし書中「並びに漢方処方に基づく医薬品及びこれを有効成分として含有する製剤（解急蜀椒湯、四逆加人参湯、四逆湯、真武湯及び伏苓四逆湯に限る。）」を削る。